

令和5年10月28日

2階理科室 午前10時10分

令和5年度 朝霞市立朝霞第二中学校 第2回 学校運営協議会

1. 開会の言葉および諸連絡（本日の予定等）
2. 校長あいさつ
3. 協議（熟議）
 - （1）1学期の学校運営について
 - （2）本年度後半の行事予定について
 - （3）学校運営協議会における取組について
 - （4）その他
4. 次回の学校運営協議会について
令和6年3月1日（金）（予定）
5. その他（諸連絡）
6. 閉会の言葉

～参考～

【学校教育法施行規則】※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。
 第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

【学校評価実施における主な年間の流れ(例)】

月	自己評価関係	学校関係者評価関係
4月	○学校経営計画等の提示(教職員、保護者へ) ○学校評価についての共通理解	
5月		●学校関係者評価委員会 (学校経営計画等の説明、学校評価の説明等)
6月 ～ 11月	○児童生徒・保護者・地域の方々の意見・ 要望等の把握 (懇談会、アンケート等の実施)	●学校関係者評価委員会 (教育活動の説明、授業参観、学校行事参観等)
12月	○自己評価の実施・集計	
1月	○自己評価結果についての協議 (課題・改善策を検討)	
2月		●学校関係者評価委員会 (評価結果・改善策、アンケート結果等を提示し、学校関係者評価を実施・集計) ●学校関係者評価結果を受けての協議 (課題・改善策を検討)
3月 月上旬		・報告書(学校評価評価書)を朝霞市教育委員会へ提出
3月		・学校評価の公表(学校だより、学校ホームページ等)

【学校評価の実施手法】

- (1) 各学校の教職員が行う評価 [自己評価]
- (2) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価 [学校関係者評価]
- (3) 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価 [第三者評価]

朝霞市小中学校 学校評価実施要綱

朝霞市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、各小中学校における学校評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校評価は、次の目的のために実施する。

- (1) 各学校が、教育活動その他の学校運営について、その成果を検証することにより、組織的・継続的に改善を図る。
- (2) 各学校が、自己評価及び学校関係者評価を実施し、その結果の説明・公表により、保護者、地域住民から教育活動その他の学校運営に対する理解を得て、信頼される開かれた学校づくりを進める。
- (3) 市教育委員会が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。

(自己評価)

第3条 学校は学校運営の改善策を示すものとして、自己評価を行う。

- 2 児童・生徒、保護者等による評価は、自己評価を行う際の参考にする。

(評価項目)

第4条 市教委は、学校が行う自己評価について、市内共通項目を設定する。

- 2 学校は、市内共通項目に加えて、学校の実情に応じた評価項目を設定し、自己評価を行う。

(評価回数)

第5条 学校は、少なくとも年1回の自己評価を行う。

(自己評価の公表)

第6条 学校は、共通項目及び学校の実情に応じた評価項目で行った自己評価について、その評価結果、及びその分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、学校だより等により公表する。

(学校関係者評価)

第7条 学校は、自己評価の結果を踏まえた学校関係者評価を実施し、その結果の公表に努める。

- 2 学校関係者評価にあたっては、複数の学校関係者による学校関係者評価委員会（学校評議員やPTA、地域住民等の既存の組織を活用することも可）を設置して実施する。
- 3 学校運営協議会を設置している学校は、学校運営協議会で学校関係者評価を実施する。

(市教委への報告)

第8条 学校は、自己評価の結果、及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、市教委へ報告書として提出する。

- 2 学校は、市教委への報告を3月中旬までに行う。
- 3 報告書には、学校評価の結果に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策等について併せて記載する。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

柱	No	評価項目	評価				改善策として考えられること
			A	B	C	D	
学校の組織運営	1	学校は、学校教育目標達成に向けて、全教職員で組織的に取り組んでいる。					
	2	学校は、安全・安心に配慮し、危機管理体制を整えている。 (※いじめの未然防止と早期発見、再発防止等の組織的な対応を含む)					
基礎学力の定着	3	児童生徒は、教職員の指導により、基礎学力を身に付けている。					
	4	学校は、学力向上をめざし、児童生徒の実態に基づいて授業改善に努めている。					
規律ある態度の育成	5	児童生徒は、生活のルールに基づき、発達段階に応じた「規律ある態度」を身に付けている。					
	6	学校は、児童生徒の実態把握に基づき、規律ある態度の指導の工夫・改善に努めている。					
健康・体力向上	7	児童生徒は、体育の授業や運動部活動、外遊び等の運動に意欲的に取り組んでいる。					
	8	学校は、児童生徒の体力を高めるため、意図的に向上策を講じている。					
連携	9	学校は、保護者や地域と連携し、その教育力を学力や体力の向上に生かしている。					
	10	保護者や地域は、学校と協力し合い、児童生徒の安全指導・健全育成を推進している。					

(注)

○それぞれの質問に対し、児童生徒、保護者や地域、学校全般を振り返り総合的に評価。

A:よくあてはまる B:ほぼあてはまる C:あまりあてはまらない D:あてはまらない

学校における働き方改革を推進し

先生の元気を子供の元気につなげます!




埼玉県マスコット「コバトン」

学校における働き方改革を進め、教職員の働きやすい環境を作ることで、心身の充実を図るとともに、授業準備などの時間の確保につなげます。
それにより、教員が子供たちへの指導に専念できる時間を創出し、学校教育の質を高めます!

先生の働き方をご存知ですか?

【中学校のA先生の一日の例】

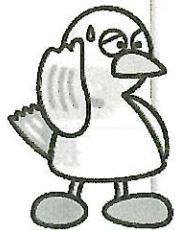
☆勤務時間 8:15~16:45

7:00	出勤	
7:30	部活動指導	
8:20	朝の学活(健康観察)	
8:30	朝読書	
8:45	授業①~④	
12:35	給食指導 生徒対応	
13:30	授業のない時間⑤(教材研究等)	
14:30	授業⑥	
15:25	清掃指導	
15:40	帰りの学活	
16:15	部活動指導	16:45
18:20	学級事務 校務 授業準備 等	
20:20	退勤	

本県でも教員の長時間勤務が大きな課題です!

勤務時間を除く平日1か月の***在校等時間**(平成28年6月)
*在校等時間…教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間

- ①*45時間を超える教員の割合(土日を除く)
小学校: 78.5% 中学校: 81.2%
高校全日制: 54.2% 特別支援学校: 35.9%
- ②*80時間を超える教員の割合(土日を除く)
小学校: 23.4% 中学校: 31.6%
高校全日制: 10.8% 特別支援学校: 3.5%



こうした実態から…

授業準備等の時間の確保が困難になったり、子供と向き合う時間が減少したり、教員が健康を害する可能性があったりするなど、専門性に基づく教育活動に専念することが難しくなってしまいます。

*厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」によると、脳・心疾患の発症と業務との関連性については、時間外勤務が概ね45時間を超えると「徐々に強まる」80時間を超えると「強い」とされています。

本当に学校の働き方改革って必要なんですか??

Q 子供たちにはどのような影響があるのですか?

A 教員へのアンケートによると約7割の教員が「授業準備の時間が不足している」と回答しています。働き方改革の推進により授業準備などの時間を増やし、教育活動をより充実させていきます。

Q 普段忙しいと言っても、先生たちには夏休みがあるから子供と同じで休めるのでは?

A 子供たちが夏休みでも、教職員は普段と同じように勤務があります。部活動指導や校内研修、教材・教員の作成など多岐にわたる仕事に日々携わっています。

Q 長時間働いた分だけ、それに見合った残業手当をもらっているのでは?

A 教員には、その職務の特殊性から給料額の4%(月8時間/1日当たり約24分相当)が一律に支給されており、長時間の時間外勤務を行っても、その時間に応じた残業手当は支給されていません。